いけんこうぼようりょう **意見公募要 領**

1 意見募集対象

総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の 改正案に対する意見募集

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、今般、総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改定業を策定しました。つきましては、本業について、令和5年9月7 管(統)から同年10月6日(釜)までの間、意見募集を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口 (e-Gov) (https://www.e-gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」 欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記(2) 支は(3) の場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人支は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号

文は電子メールアドレス)を朝記の上、意見提出期限までに提出してください。 なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1)電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の意見 提出フォームから御提出ください。

なお、添荷ファイルは利用できません。添荷ファイルを送荷する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: soumusabekai_atmark_ml. soumu. go. jp 総務省事業分野差別解消対応指針担当 宛て

- ※スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ 入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いします。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送荷される事業を防ぐため、(1)の電子 政府の総合窓口(e-Gov)を極力面利用いただきますよう、面協力の程よろしく お願いいたします。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省情報流通行政局郵政行政部企画課 宛て 別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする 場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- 〇ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社Word ファイル技はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください。)
- 〇ディスクには、提出者の氏名(法人文は団体の場合は名称)、提出日、ファイル 名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、 返却できませんのであらかじめ 御 了 承 ください。

5 意見提出期間

令和5年9月7日(茶)から同幹10月6日(釜) 午後5時まで(必着) ※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象であるページ、遺旨等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課にて配布文は閲覧に使します。
- ・ 御記式いただいた氏名 (憲人文は箇体にあっては、その名称並びに代表者笈び謹絡 担当者の氏名)、住所 (所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の 内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称

及び代表者の氏名に随り、個人で意見提出された芳の氏名は答みません。)を込む表する場合があります。法人文は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その皆を記入してください(運絡担当者の氏名は 「公美」しません。)。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出動能の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の繁以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公売の際、必要に応じて整理・曼約したものを公売することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先該旨に確え付け、閲覧に使しますので、あらかじめ御予議ください。
- ・提出された意見を公示文はないにすることにより第三者の利益を警するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部文は一部を除いて公示文はないにすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

れんらくさきまどぐち 連絡先窓口

○放送業に係ること

たんとう じょうほうりゅうつうぎょうせいきょくほうそうせいさくか たなかとうかつほ さ かつはたかかりちょう担当:情報流通行政局放送政策課 田中統括補佐、勝畑係長

でんり 電話:03-5253-5776

○郵便業(信書便事業を含む。)に係ること

たんとう じょうほうりゅうつうぎょうせいきょくゆうせいぎょうせいぎょうせいぎょうせいきょう かくか やまもと ほ さ しらいかかりちょう 担当:情報流通行政局郵政行政部企画課 山本補佐、白井係長

電話: 03-5253-5964

つうしんぎょう かか ○通信業に係ること

たんとう そうごうつうしんきばんきょくでんきつうしんじぎょうぶじぎょうせいさくか たかはしとうかつほ さ もりかかりちょう担当:総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 高橋統括補佐、森係長

でんわ 電話: 03-5253-5836

〇その他に係ること

たんとう だいじんかんぼうきかくか きかいほ き あくかかりちょう担当:大臣官房企画課 境補佐、阿部係長

でんわ 電話: 03-5253-5157

電子メールアドレス: soumusabeka i_atmark_ml. soumu. go. jp

※ スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と装売しております。送信の際には「@」に変量してください。

れいわ ねん がつ にち **令和 年 月 日**

たうなしょうじぎょうぶんやさべつかいしょうたいなうししんたんとう を 総務省事業分野差別解消対応指針担当 宛て

ゆうびんばんごう郵便番号

(ふりがな)

はなっしょ (所在地)

(ふりがな)

しめい ほうじんまた だんたいめいとう ちゅう 氏名 (法人又は団体名等) (注 1)

でんわばんごう

電子メールアドレス

総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正案に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、 連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

へっしょうしき 別紙様式

該当箇所	御意見